

病児・病後児保育をご利用される皆様



令和 5 年 10 月

「連続予約可能日数」の見直しについて

より多くの方にご利用していただくために、10月10日(火)より「新発田市病児・病後児保育事業」の予約可能日数を「3日間(土・日・祝日を除く)」に設定させていただくことになりました。

利用期間は変わらず「1回連続7日以内」ですので、4日目以降もご利用になりたい場合はご相談ください。

※ケガ等の経過観察や病状によっては、3日以上予約も可能ですのでご相談ください。

見直し内容・・・連続予約可能日数が3日に変更となります。

令和5年10月6日まで	7日間(休業日含む)
令和5年10月10日から	3日間(休業日除く)

※3日以上利用を希望する場合、利用当日に1日ずつ延長予約を入れることが可能です。

病児・病後児保育事業のご利用までの流れ

1	お子さんが元気づいたら	市こども課	事前登録・登録申請書を提出
2	お子さんが病気になったら	医療機関	受診後に「①診療情報提供書」を記入してもらう ⇒病児保育施設の空き状況を確認して「利用予約」 連続予約は3日まで
3	利用当日	キッズケアルームとようら	「①診療情報提供書」と②「子どもの朝の様子」を提出

利用パターン例

	月	火	水	木	金	土	日	月	火
①			受診	予約可	予約可			予約可	要相談
②	受診	予約可	予約可	予約可	要相談				

【予約先】キッズケアルームとようら (TEL 0254-22-1121)